

神戸市排水設備指定工事者の皆様へ

神戸市建設局下水道部管路課

排水設備工事における法令順守等の徹底（通知）

平素は、本市下水道事業に対し格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、排水設備工事は、誤接続の防止や排水設備の適正な構造を確保するなど、法令等による技術上の基準を満たす必要があることから、本市では指定工事店制度を設け、公共下水道の保全や良好な住環境の確保を図っているところです。

しかしながら、このたび、複数個所の排水設備工事において、排水設備計画の確認を受けずに施工する違反行為（いわゆる「事前着工」）があったことから、神戸市排水設備指定工事者の指定取り消し処分を行いました。

つきましては、同様の事例が繰り返されることのないように、下記のとおり、法令等による手続きの確認及び、社内の適正な工事管理について、徹底していただくようお願い申し上げます。

記

1 排水設備工事の手続きに要する期間を考慮した工程管理の徹底

これまでの違反事例で「事前着工」が最も多いことから、手続きに要する期間を考慮した工程管理を徹底してください。

（1）排水設備計画（変更）確認申請

排水設備工事の手続きには、標準14日間を要するため、工事着手の30日前を目途に申請するなど、余裕を持った工程管理の徹底をお願いします。

（2）工事完成届

責任技術者による「社内検査」を実施した上で、工事完成後30日以内に工事完成届を提出してください。

2 責任技術者の責務

責任技術者は、排水設備工事の管理や排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合しているかを確認する責務があるため、責任技術者以外の者に、工事や手続きを一任することがないよう、社内での管理体制を再確認してください。

3 排水設備工事の手続き及び照査事項等の再確認

排水設備工事の手続きや照査事項について、注意していただきたい内容を「下水道排水設備工事申請の手引き」としてまとめています。再度、社内研修等でご確認ください。

「下水道排水設備工事申請の手引き」は、市ホームページに掲載しています。詳細については、下記 URL をご参照ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a16804/business/annaitsuchi/gesuido/shiyosho/shiteitou.html>

4 違反行為と処分基準

排水設備工事に関して、違反行為が発覚した場合、神戸市下水道条例に基づき厳正に処分を行います。今一度、違反行為や処分内容について、確認してください。

神戸市下水道条例施行規則 第6条の8（概要）

違反行為	違反点数	
	指定工事店	責任技術者
① 無届工事及び変更申請を怠ったとき（事前着工）	15	15
② 完成後30日以内に完成届を提出しないとき	10	10
③ 排水設備の設置・基準に関する是正指示に従わなかったとき	30	30
④ 工事を一括して他の者に請け負わせたとき	20	—
⑤ 工事の申込みを正当な理由なく拒んだとき	20	—
⑥ 営業に関し罰金以下の刑に処せられたとき	20	—
⑦ 工事に関し、市の指示に従わなかったとき	30	—
⑧ 完成した排水設備が確認を受けた内容と異なるとき	15	—
⑨ 責任技術者が2以上の指定工事店に所属したとき	—	20

違反点数の付与から過去2年間における累積点数が50点以上になると指定取り消しになります。また、40点以上50点未満の場合は30日間の指定停止、30点以上40点未満の場合、15日間の指定停止になります。

※ 過去の違反事例：令和4年度は3者、令和5年度は1者（いずれも事前着工による違反）

5 その他

令和4年度より、「神戸市スマート申請システム（通称：e-KOBE）」による電子申請を導入しています。

電子申請は、時間や曜日を問わず、手続きすることが可能なため、ぜひご活用ください。

以上

神戸市建設局下水道部管路課
（排水設備担当）

担 当：荒木、城田
連絡先：078-806-8799